

経営課題3

地域で支えあう安全で安心なまちづくり

めざすべき将来像（概ね10～20年間を設定）

- ・災害に対する備えが充実している
- ・住民同士が助けあう体制が整っている
- ・区民が安全で、安心に暮らせる



現状・データ

- ・東部の低湿地帯である旧大和川流域に属し、標高1～2mと区域全般に低く平坦で、河川が多く大雨による浸水被害を受けやすい地理条件にあるとともに、南海トラフ巨大地震発生時にも、浸水被害にあうとされている。
- ・犯罪発生率（人口1000人あたりの刑法犯罪認知件数）の低さにおいて、ここ10年にわたり24区中上位4～5位を保っているが、空き巣や車上狙い、女性や子どもを狙った犯罪などが今もって少なからず発生している。

◆H27区民モニター：自主的な防災活動に参加したことがある区民の割合（単位：％）

問12		1. 参加したことがある	2. 活動は知っていたが、参加したことがない	3. 活動していることを知らなかった	無回答
全体		28.2	39.5	32.0	0.3
年代別	20歳代以下	15.8	63.2	21.1	0.0
	30歳代	11.8	43.1	45.1	0.0
	40歳代	24.1	33.3	40.7	1.9
	50歳代	34.3	28.6	37.1	0.0
	60歳以上	36.4	40.2	23.5	0.0

◆H27区民モニター：参加したいと思う取組（現在参加している方もお答えください）（複数回答）（単位：％）

問15		1. 子ども見守り活動	2. 歳末時などの夜警	3. 青色防犯パトロール	4. 各種防犯キャンペーン	5. こども110番の家	6. 参加したくない	無回答
全体		42.3	26.5	11.0	20.3	23.4	24.4	4.5
年代別	20歳代以下	31.6	26.3	10.5	5.3	47.4	5.3	0.0
	30歳代	43.1	5.9	2.0	21.6	23.5	29.4	2.0
	40歳代	42.6	18.5	5.6	14.8	25.9	27.8	0.0
	50歳代	34.3	34.3	8.6	22.9	14.3	31.4	8.6
	60歳以上	45.5	35.6	17.4	23.5	21.2	22.0	6.8

分析

- ・区民モニターにおいて、自主的な防災活動に参加したことのあとと回答した方の割合が28.2%あり、その中で30歳代は11.8%と低い。
- ・地域での防犯活動に参加したいという方の割合（複数回答あり）が、子ども見守り活動で42.3%、青色防犯パトロールが11.0%と低い。
- ・防犯に関して、城東区役所が今後もっとも力を入れるべきだと思う取組について、防犯カメラの設置と回答した方の割合が24.8%と最も高い。
（平成26年度区民モニター）

課題

- ・災害発生時には、地域住民による自主防災組織が重要であるが、現在その組織の構成員や防災訓練への参加者は高齢の方が多い。組織の持続のための若い年齢層の参加促進や、災害発生時の避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）に対する取組が必要である。
- ・街頭犯罪件数については、減少傾向にあるものの、引き続き街頭犯罪の抑止に取組んでいく必要がある。

【戦略3-1】

防災に対する住民意識の向上と、自助・共助を基本とする地域防災力の向上

めざす成果（概ね3～5年間で設定）

《めざす状態》

- ・住民各自が日頃から災害に対する備えを行い、災害が発生しても、避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）を含めた地域の住民同士が助け合い、安全な環境で避難所を開設・運営する。

《成果目標》

- ・区民アンケートで地域が防災活動に取り組んでいると思う区民の割合
平成29年度末までに60%以上
（区民モニター：平成27年度実績 49.8%）

戦略

- ・災害に強いまちをめざして、区防災拠点を活用した防災訓練や、避難所開設訓練、図上訓練等、地域で開催される各種防災訓練の充実を図る。さらに、子育て世代向けやマンション住民向けの防災講座を開催し、幅広い層の住民の防災意識の向上を図る。
- ・避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）を対象に、地域との情報共有を進める。



戦略3-1の具体的取組

【3-1-1 防災意識の向上】

- ①地域での防災訓練の充実
 - ・中学校で生徒参加の防災訓練を開催
 - ・各地域の防災訓練の充実
- ②出前講座の開催
 - ・子育てサークルやマンション住民等を対象にした、世代や居住形態に合わせた出前講座の開催

【3-1-2 避難行動要支援者情報の共有】

- ・要援護者情報の整備

[「2-2-2 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の一部を再掲]



用語解説

避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者といい、次のような状態の人々が該当します。

- ・移動が困難な人。
- ・日常生活上介助が必要な人。
- ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人。
- ・急激な状況の変化に対応が困難な人。
- ・薬や医療装置が常に必要な人。
- ・精神的に著しく不安定な状態を来す人。
- ・言語、文化、生活習慣への配慮が必要な人。

※ 避難行動要支援者について、これまで「災害時要援護者」と表記していましたが、平成25年6月の改正災害対策基本法において、新たに「避難行動要支援者」として定義づけられました。このことから、大阪市においても「避難行動要支援者」と表記を変更します。

【戦略3-2】

犯罪の少ない安全・安心なまちづくり

めざす成果（概ね3～5年間を設定）

《めざす状態》

- ・地域防犯活動に多くの住民が参加し、地域コミュニティの防犯力を向上させることで、安全・安心に感じて暮らすことができる状態

《成果目標》

- ・区民アンケートで住んでいるまちが安全・安心だと感じる区民の割合
平成29年度末までに75%以上
（区民モニター：平成27年度実績 75.6%）

戦略

- ・犯罪の少ない安全・安心なまちづくりをめざして、地域および警察と連携協働して、青色防犯パトロール車の貸出や、子ども見守り活動等の地域防犯活動を積極的に支援することにより、地域コミュニティの防犯力を向上させる。また、区内小学生に対する防犯ブザーの配布とあわせ、防犯カメラの増設に向けた取組により、犯罪抑止に努める。

戦略3-2の具体的取組

【3-2-1 地域コミュニティによる防犯力の向上】

- ・青色防犯パトロール車の普及・啓発
- ・子ども見守り活動等の地域防犯活動への支援

【3-2-2 犯罪抑止力の向上】

- ・防犯カメラの設置に向けた地域との調整